三　電気通信事故の防止に関する制度整備その他の法令の制定又は改廃

(1)　電気通信事業法の一部を改正する法律による改正後の電気通信事業法及びこれに基づく命令の制定又は改廃
(2)　重大事故の報告に関する制度整備
(3)　震災対策に関する制度整備

附　則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

○総務省告示第四百十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出、第六条第一項の規定による政党の届出、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出及び同法第五条第一項の規定による政党の届出について、日本維新の会から訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第三百五十五号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）、平成二十五年総務省告示第三百五十六号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十六年総務省告示第九十号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十六年総務省告示第九十一号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

日本維新の会から、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第三百五十五号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の日本維新の会の項（平成二十五年八月八日に届出のあった部分に限る。）中「一七二」を「一七一」に改める。平成二十五年総務省告示第三百五十六号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の六の項㈨中「一七一」を「一七〇」に改める。平成二十六年総務省告示第九十号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の日本維新の会の項（平成二十六年一月九日に届出のあった部分に限る。）中「一七三」を「一四九」に改め、「一七一」を「一七〇」に改める。平成二十六年総務省告示第九十一号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の六の項㈨中「一七三」を「一四九」に改める。

○総務省告示第四百十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定により政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び同条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、自由民主党から訂正の届出があったので、平成二十六年総務省告示第九十一号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）及び平成二十六年総務省告示第二百三十七号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

自由民主党から、訂正の届出があったので、平成二十六年総務省告示第九十一号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）三の項㈨中「七、三五五」を「七、三五二」に改める。平成二十六年総務省告示第二百三十七号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）自由民主党の項（平成二十六年四月十一日に届出のあった部分に限る。）中

「自由民主党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数
七三四三	七三四三
七三四四	七三四四
を	を
七三四三	七三四三
七三四四	七三四四
七三五二	七三五五
七三四三	七三四三
七三四四	七三四四
」	」

に改め、

自由民主党の項（平成二十六年五月十六日に届出のあった部分に限る。）中「七三四二」を「七三三九」に、「七三四三」を「七三四〇」に改め、自由民主党の項（平成二十六年六月五日に届出のあった部分に限る。）中「七三四〇」を「七三三七」に、「七三四二」を「七三三九」に改める。

「自由民主党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数
七三四一	七三四一
七三四〇	七三四〇
に改め、	

○総務省告示第四百十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、結いの党から訂正の届出があったので、平成二十六年総務省告示第九十二号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十六年総務省告示第二百三十七号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

結いの党から、訂正の届出があったので、平成二十六年総務省告示第九十二号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の結いの党の項（平成二十六年一月三十一日に届出のあった部分に限る。）中「一八」を「二一」に改め、結いの党の項（平成二十六年二月十二日に届出のあった部分に限る。）中「一九」を「二四」に改め、「一八」を「二一」に改める。平成二十六年総務省告示第二百三十七号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の結いの党の項（平成二十六年二月二十四日に届出のあった部分に限る。）を削り、結いの党の項（平成二十六年三月十九日に届出のあった部分に限る。）中「二四」を「二九」に改め、「二〇」を「二四」に改める。

○総務省告示第四百十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の政党の代表者であった者から、当該政党が解散した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

政党の名称	政党の代表者であった者の氏名	政党が解散した年月日
結いの党	江田　憲司	平成二十六年九月二十一日